

生駒市病院事業の設置等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第 1 条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 病院事業を行う病院（以下「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立病院	生駒市東生駒 1 丁目 6 番地

(経営の基本)

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 消化器科
- (3) 循環器科

- (4) 小児科
- (5) 外科
- (6) 整形外科
- (7) 脳神経外科
- (8) 産婦人科
- (9) リハビリテーション科
- (10) 放射線科

3 病院の病床数は、一般病床 210 床とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 6 条 病院事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 500 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定

に係る金額が１００万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第７条 市長は、病院事業に関し、法第４０条の２第１項の規定により、毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに作成しなければならない。

２ 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１） 事業の概況

（２） 経理の状況

（３） 前２号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

３ 天災その他やむを得ない事故により、第１項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（会計事務の処理）

第８条 法第３４条の２ただし書の規定により病院事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（１） 公金の収納又は支払に関する事務

（２） 公金の保管に関する事務

（指定管理者による管理）

第９条 地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、病院の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第 10 条 指定管理者の指定に当たり、市長は、病院の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

(1) 病院の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(2) 病院の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、病院の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第 12 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 病院における診療及び検診に関すること。

(2) 第 14 条に規定する利用の制限に関すること。

(3) 病院の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

(利用料金等)

第 13 条 次項に定めるもののほか、病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び手数料に関し必要な事項は、別に条例で定める。

2 利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

(利用の制限)

第 14 条 指定管理者は、管理上支障があると認められるときは、病院の利用を制限することができる。

(損害の賠償)

第 1 5 条 その責めに帰すべき理由により、病院の施設、附属設備等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 9 条及び第 1 0 条の規定は、公布の日から施行する。